

# 三宅村避難住民費用負担

## 三宅島避難住民に対する乳幼児健康診査等の実施に伴う費用負担の取扱いについて

東京都衛生局長  
今村 皓一

平素より、東京都における保健衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、三宅村避難住民に対する乳幼児健康診査等の取扱いにつきましては、平成12年9月6日付12衛健母第301号により、協力依頼しているところですが、当該事業の実施に伴う費用負担について三宅村と調整した結果、下記のとおり取り扱うことといたしますので、特段の御高配をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

併せて、貴職管内の市町村(指定都市、中核市等を含む。)及び関係機関への周知等についても、よろしくお取り計らい願います。

なお、法定事業である「1歳6か月児健康診査」及び「3歳児健康診査」の取扱いにつきましては、東京都から厚生省あて照会し、回答を得ていますので、参考として添付いたします。

### 記

1 費用負担の取扱いについて

平成12年11月15日付12三新発第1号東京都三宅島三宅村長通知

「三宅村避難住民に対する乳幼児健康診査等の実施に伴う費用負担の取扱いについて」(別紙1)のとおり

2 その他

(1) 平成12年11月7日付児母第61号厚生省児童家庭局母子保健課長通知

「他の自治体において実施した三宅村避難村民に対する乳幼児健康診査の取扱いについて」(別紙2)のとおり

(2) 平成11年度の三宅村における出生数等は次のとおりです。

|               |     |
|---------------|-----|
| ・出生数          | 29人 |
| ・妊娠届出数        | 29人 |
| ・3～4か月児健診受診者数 | 27人 |
| ・1歳6か月児健診受診者数 | 17人 |
| ・3歳児健診受診者数    | 27人 |

**問い合わせ先**

東京都衛生局健康推進部母子保健課保健係  
〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03(5320)4372  
ファクシミリ 03(5388)1429

(別紙1)

### 三宅村避難住民に対する乳幼児健康診査等の実施に伴う費用負担の取扱いについて

12三新発第1号  
平成12年11月15日

東京都三宅島三宅村長  
長谷川 鴻

先般の三宅島噴火災害に伴う全島民の島外避難に際しましては、多大なる御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、避難住民に対する乳幼児健康診査等の母子保健事業につきましては、各自治体及び関係団体等の御協力をいただいているところですが、本事業の取り扱いに伴う費用負担等につきましては、下記のような取り扱いといたしたく、関係機関等に対する御配慮の程よろしくお願い申し上げます。

なお、各種健診等の実施に係る費用請求及び支払い方法等の具体的な事務処理につきましては、当村において各実施市町村等と直接調整のうえ対応いたしますことを申し添えます。

### 問 い 合 わ せ 先

三宅村新宿総合事務所保健福祉課

保健福祉係長 松 村 電話 03 - 5320 - 7827

FAX 03 - 5388 - 1603

### 記

#### 三宅村避難住民に対する乳幼児健康診査等の実施に伴う取扱いについて (下記市町村には、「特別区」を含む)

| 事 業   | 区 分 1  | 区 分 2                 | 取 扱 方 法 等   |
|---|--|-----------------------|---|
| (1) 乳幼児健康診査<br>(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査含む)<br>(2) 妊産婦健康診査<br>(3) 妊産婦乳幼児保健指導        | 「個別健診」<br>(医療機関等に委託実施の場合)  | 避難先市町村の受診票により実施した場合   | 実施市町村で一時負担していただき、後日、取りまとめのうえ三宅村に請求する。<br>(三宅村の負担)   |
|   |  | 三宅村で発行された受診票により実施した場合 | 三宅村の負担とし、医療機関等と三宅村で直接手続きを行う。<br>(但し、都内については通常どおりの方法とする。)<br>上記手続きが無理な場合は、実施市町村で一時負担していただき、後日、取りまとめのうえ、三宅村に請求する。<br>(三宅村の負担) |
|   | 「集団健診」<br>(避難先市町村における定期健診等により直接実施した場合)   |                       | 費用の算定が明確に区分できない場合は、原則として、実施市町村で負担願う。<br>(この場合、実施市町村の実績となる。)   |
| (4) 妊婦乳幼児精密健康診査   | 一般健康診査等により、精密検査が必要な者は、直ちに三宅村に連絡する。精密健康診査受診票は、三宅村から申請者に直接交付する。<br>費用は三宅村の負担とし、三宅村が医療機関等と直接調整し、対応する。<br>なお、既に避難先市町村で受診票を発行し、受診した場合は、実施市町村で一時負担していただき、後日、三宅村に請求する。  |                       |   |
| (5) 母子健康手帳の交付<br>(6) 母親学級<br>(7) 新生児妊産婦訪問指導<br>(8) 先天性代謝異常等検査<br>(9) 神経芽細胞腫検査 | 「母子健康手帳の交付」<br>避難住民から申請があった場合は、各市町村で交付していただきたい。それに係る費用は原則として、交付市町村で負担願う。<br>(この場合、実施市町村の実績となる。)<br>「母親学級」「新生児等訪問指導」「先天性代謝異常等検査」等<br>避難住民から申込み等の申請があった場合は、各市町村等で実施していただきたい。それに係る費用は原則として、実施市町村等で負担願う。(この場合、実施市町村等の実績となる。)<br>(先天性代謝異常等検査及び神経芽細胞腫検査は、都道府県・指定都市が実施主体) |                       |   |

各種健診等の実施に係る「費用請求」及び「支払方法」等の具体的な事務処理については、三宅村において各実施市町村等と直接調整のうえ対応いたします。

## (別紙2)

**他の自治体において実施した三宅村避難村民に対する乳幼児健康診査の  
取り扱いについて(回答)**

児母第61号

平成12年11月7日

**厚生省児童家庭局母子保健課長**

平成12年10月18日付12衛健母第374号で照会のあった標記の件については、下記のとおり取り扱って差し支えない。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的助言である。

## 記

三宅島噴火災害により災害救助法の適用を受けた地域の住民が、緊急避難措置として一時的に被災地以外に居住する場合の1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の実施については、避難先に当たる地方公共団体において、それぞれの地方公共団体が実施する事業の対象と考えて差し支えない。

また、それに係る費用については、母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱(平成9年9月18日厚生省発児第93号厚生事務次官通知)に基づく国庫負担の対象となる。

**保険医療機関 各位****中央省庁等再編に伴う国家公務員共済組合の組合員証の  
確認について(お願い)**

平成12年12月28日

**広島県社会保険診療報酬支払基金**

国家公務員共済組合については、平成13年1月6日の中央省庁等の再編により、一部共済組合において改廃が行われます。

総理府、大蔵省、文部省、通商産業省、運輸省、厚生省、労働省、防衛施設庁及び建設省においては、共済組合員証の取扱いは次のとおりとなります。

(1) 現行の共済組合員証(被保険者証)の有効期限(平成12年12月31日)は、平成13年1月5日まで延長されています。

(2) 再編後の新共済組合員証(被保険者証)は、平成13年1月6日から有効となります。

このことにより、共済組合員証(被保険者証)で受診している患者さんにつきましては、平成13年1月6日以降保険者番号が変更となりますので、受診時に被保険者証の確認をお願いいたします。

また、保険者番号に変更がない共済組合においても、記号が漢字から数字等に変更、あるいは記号なしに変更となっている場合がありますので、同様に被保険者証の確認をお願いいたします。